

マイナンバー通信 (その1)

「マイナンバー制度って何？」

平成27年10月からマイナンバー制度が始まります。

「マイナンバー通信」では、制度について5回に分けてお伝えしていきます。

平成27年10月から、町民の皆さん一人ひとりに、12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

平成25年5月に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立し、マイナンバー制度が導入されることになりました。

平成28年1月から、住民の皆さんに係る、次の3つの行政手続きにおいて必要となります。

- ① **社会保障**
（年金、医療保険、介護保険、生活保護、児童手当など）
- ② **税**
（税務署等に提出する税に関する手続きの書類など）
- ③ **災害対策**
（被災者生活再建支援金の支給や被災者台帳など、防災・災害対策に関する手続き）



マイナンバー導入による3つのメリット（目的）

- ① **国民の利便性の向上**
面倒な手続きが簡単に！
（各種申請時に必要な証明書などの添付を省略できるようにあります）
- ② **行政の効率化**
行政の手続きが正確かつ迅速に！
（行政機関や地方公共団体で、様々な作業にかかる時間や労力、無駄が削減されます）
- ③ **公平・公正な社会の実現**
給付金などの不正受給の防止
（行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます）

民間事業者の方も準備が必要です。

民間事業者も、税や社会保障の手続きで、従業員などのマイナンバーを取り扱うこととなります。マイナンバー制度では、民間事業者にもマイナンバーの適正な取扱いが求められています。このため、個人情報保護のために、マイナンバーの管理に当たっては、安全管理措置などが義務付けられています。

※中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響を配慮しています。
詳しくはコールセンターへお問い合わせください。

法人には13桁の法人番号が指定されます。

株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に対して1法人1つの法人番号が指定されます。

※法人の支店・事業所や個人事業の方には指定されません。
平成27年10月から法人番号などを記載した通知が送付される予定です。通知は登記上の所在地へ行われますので、登記の所在地の確認をお願いします。

◎ **マイナンバー制度に関するお問い合わせは、**
マイナンバーコールセンター

【日本語窓口】
☎ 0570-1201-0178

【外国語窓口】
☎ 0570-1201-0291

（通話料金がかります）
平日9時30分～17時30分

（土日祝日・年末年始を除く）
ホームページ（内閣官房）

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

◆マイナンバー通信（その2）では、お手元に届く通知カードについてお知らせします。

問 政策課 ☎内線257
町民課 ☎内線272

新しい大磯駅前自転車等駐車場の利用開始日の変更について

10月から利用開始を予定していましたが、工事期間の延長のため、12月から変更します。
ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。
この変更により、他の駐車場も合わせて次のとおりお知らせします。

① 新自転車等駐車場（有料）

▼ 工事完了予定 11月上旬

▼ 利用開始日 12月1日

※手続きについては、次月の広報でお知らせします。

② 仮自転車等駐車場（無料）

▼ 利用終了日 11月30日

③ 東自転車等駐車場（有料）

▼ 利用終了日 11月30日

※常時利用者の方には、8月中に利用継続のご案内をします。

問 町民課 ☎内線267

